



2019年5月29日

各 位

会 社 名 株式会社大泉製作所
代 表 者 代表取締役社長後藤英恒
(コード番号：6618 東証マザーズ)
問 合 せ 先 人事本部長鶴本貴士
(TEL：04-2953-9211)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月26日開催予定の第105回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更」について付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするために、定款第14条にWEB開示に関する規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

定款の一部変更は、第3章 株主総会 第13条(招集)のあとに第14条として挿入し、以降の条項を繰り下げるものとします。

現行定款	変更案
第1条～第13条 (略)	第1条～第13条 (現行に同じ)
(新 設)	第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第14条～第50条 (略)	第15条～第51条 (現行に同じ)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月26日
定款変更の効力発生日 2019年6月26日

以上